

議案第14号

財産の無償譲渡について

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

令和4年3月3日提出

愛西市長 日 永 貴 章

1 財産

種 類 建物及び工作物等一式
所 在 愛西市大野町末28番地
構 造 鉄筋コンクリート造 2階建（園舎）
重量鉄骨造 1階建（車庫兼倉庫）
延床面積 1,365.24㎡（園舎及び車庫兼倉庫）

2 相手方

所 在 地 愛西市二子町上丸島92番地1
名 称 社会福祉法人八開福祉会
代 表 者 理事長 鬼頭 肇

3 理由

令和5年4月から永和保育園の運営を移管する相手方法人に、同園の園舎等を無償譲渡することにより、安定的かつ良質な保育の実施を図ることができるようにするため。

提案理由

この案を提出するのは、永和保育園の園舎等を無償譲渡するにあたり、必要があるからである。